

危険な盛り土の代執行に係る支援制度について

国では、総点検で確認された危険な盛り土について、県が行う調査や対策等に対して、予算措置により支援

既存の危険な盛り土への対応について (1)

○ 総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛り土について、行為者による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が行う安全性把握のための詳細調査や応急対策、抜本的な危険箇所対策（盛り土の撤去や擁壁の設置等）について、関係省庁が予算措置により地方公共団体を支援。

1. 事業の関係省庁
国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省

2. 事業内容
総点検を実施し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛り土への対策として、以下を実施。

- ① 安全性を確認するための詳細調査（ボーリング、監視 等）
- ② 応急対策（土留工 等）
- ③ 危険箇所対策（盛り土の撤去、擁壁の設置 等）
- ④ 廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛り土に対する詳細調査や廃棄物の撤去・処分等

<事業のイメージ>



詳細調査
(ボーリング)



危険箇所対策
(土砂の撤去)

4

3. 事業主体
地方公共団体

出典：第4回盛り土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会資料 1

危険な盛り土の代執行に係る支援制度について

支援の対象は、既存の危険な盛り土であり、新たに発生した場合は対象外

既存の危険な盛り土への対応について (2)

【現 行】

既存法令等*の規制対象となる場合
(各法令の目的に沿って規制)
*宅地造成等規制法、森林法、土砂条例 等

→ 既存法令等に基づく**行政指導**、→ **行政代執行** → **罰則適用**
(費用を求償)

既存法令等の規制対象とならない場合 → **行政指導** → 土地所有者の同意を得て、地方公共団体が**対策工事を実施**

【盛り土規制法案の施行後】 (上記措置に加えて)

必要なエリアを規制区域に指定 → 規制区域内の既存の盛り土について、土地所有者、原因行為者等に対して、→ **行政代執行** → **罰則適用**
(費用を求償)

※廃棄物混じり土の場合は、併せて廃棄法により対応 (盛り土規制法案の施行前後で共通)

予算措置により地方公共団体を支援 (盛り土規制法案の施行前後に関わらず)

【令和3年度補正予算】
安全性把握のための**詳細調査**や、**応急対策工事**を支援：令和6年度実施分まで

【令和4年度当初予算】
抜本的な危険箇所対策 (盛り土の撤去や擁壁の設置等) を支援：令和7年度着手分まで
<国費率> 1/2 (一定の要件を満たす緊急性が高い盛り土については2/3※) ※詳細調査等の2/3は令和4年度実施分まで

5

出典：第4回盛り土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会資料 2